

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	3	府省庁名 法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <b>その他</b> （地方消費税）	
要望項目名	特定在留カード等の導入に伴う各種税手続における本人確認書類の拡充	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  各種税手続において、個人番号カードを本人確認書類と定めている規定</p> <p>・特例措置の内容                  令和8年6月までに、個人番号カードとしての機能が付加された在留カード及び特別永住者証明書である「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の導入を内容とする入管法等の一部改正法が施行されることから、「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱う。</p>	
関係条文	各種地方税法令	
減収見込額	[初年度] ー ( ー ) [平年度] ー ( ー ) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的                  特定在留カード等について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱うことにより、税手続に係る在留外国人の負担軽減を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性                  出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）（令和8年6月20日までに施行予定）の改正により、特定在留カード等の交付が開始されるところ、税手続における本人確認書類において所要の措置を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V-13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
		政策の達成目標	特定在留カード等の個人番号カード機能の活用
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	特定在留カード等の交付を受けた在留外国人に適用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定在留カード等について、個人番号カードと同様に本人確認書類として取り扱うことにより、税手続に係る在留外国人の負担軽減につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、税手続に係る在留外国人の負担軽減に資するものであり、妥当である。

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連す る事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	